

認定個人情報保護団体について

1. 認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法は汎用的な規律のみを規定していますが、業界や事業分野の実態や特性に応じた個人情報の取扱いを行うことでより適切な対応ができます。この業界、事業分野ごとの民間による個人情報保護の推進を図る組織が認定個人情報保護団体です。主な業務は、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理と個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供及び研修です。

2. 申請に至った経緯

防犯カメラの画像が鮮明になり明らかに個人情報として取り扱わねばならなくなったことと認定個人情報保護団体の認定対象が企業単位ではなく特定分野・部門を対象とすることができるようになったため、防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業又は防犯設備等に係るサービスの提供事業に限定して申請を行うこととしました。

3. 認定

個人情報保護委員会から2023年3月8日付で認定され、4月1日から活動開始しています。

4. 活動状況

1) 対象事業者の対象と数

対象事業者は、当協会の正会員、準会員、特別会員のうち、防犯・セキュリティ事業関連の個人情報等を取り扱い、対象事業者となることについて同意した者で、65（社・団体）、2023年6月1日現在。

2) 対象事業者に対する情報の提供及び研修の例

- ・4月に個人情報保護法の基礎的な教育を提供。
- ・「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえた個人情報の適正な取扱いについて注意喚起。
- ・「犯罪予防や安全確保のための顔認識機能付きカメラシステムの利用について」の説明会開催。（講師：個人情報保護委員会、50数社・団体が参加）。
- ・『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&Aの更新を周知。

5. その他

認定個人情報保護団体に関するコンテンツを当協会のホームページに新規に追加しました。

<https://www.ssaj.or.jp/jssa/privacy.html#about>



認定証の手交式